

# 緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名運動の到達点と今後 院内報告討論集会 報告

2016年5月17日  
原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン

## 概要

政府は、「国策として原発を推進し福島原発事故を招いた責任」を省みず、重大事故が起これることを前提に、原発の再稼働を進めている。その一環として、政府は2014年7月、川内再稼働審査と並行して原発重大事故時の緊急作業の被ばく限度引き上げ等の検討を開始し、労働政策審議会、放射線審議会への諮問・答申を経て、2015年8月に原子力緊急事態発生時に緊急時作業の被ばく限度を100ミリシーベルト（以降mSvと表記）から250mSvに引き上げるなど、電離則および原子炉等規制法関連の省令等を改定し<sup>注1、注2</sup>、2016年4月1日に施行した。

重大事故が起きた場合、事故の拡大を防ぐために、労働者が動員され、真っ先に犠牲にされる。緊急時作業被ばく限度引き上げは、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条「障害を及ぼすおそれのない線量以下とする」<sup>注3</sup>違反、「労安法」等の労働者保護の法体系の破壊、労働者の人権蹂躪、憲法違反である。

再稼働の一環として政府の動きが速く、運動が後追いになった面は反省しなければならないが、全国運動の構築を目的意識的に追求し、原発再稼働反対運動と結んで2015年春から反対運動に取り組んできた。

2015年5月27日に16団体の呼びかけで開始した全国署名は、原発立地点を中心に、最終的に広島・長崎の被爆者団体を加えた22団体の呼びかけとなり、組織労働者を中心に、全国的規模に拡大し、17万筆規模の個人署名と129団体の賛同が集まり、政府に対して明確な反対の声を示した。

残念ながら改定省令等は4月1日に施行されたが、継続して、政府の主張を徹底批判し、憲法違反等不当性を広く訴え、改定省令の廃止を求めていく。生涯1000mSvによる高線量被ばく容認の撤回、作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視・是正指導など残された福島原発労働者の課題を含め、8団体の運動に引き継ぐ。全国署名運動は役割を終えたので終了する。

**注1)** 一般商用原発と別扱いの福島第一原発についても、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」その他が改訂された。

**注2)** この法令改定には、緊急作業で大量被ばくした労働者に対し、その後も生涯1000mSvまでの更なる通常被ばく容認が含まれている。

**注3)** 第3条：「放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない。」

## 1. 政府の動き

2014年4/4	放射線審議会	新委員で再開
7/17	原子力規制委員会	川内原発1、2号の新規制基準適合審査書の意見募集（～8月15日）
7/30	原子力規制委員会	田中委員長が原発事故緊急時作業被ばく限度引上げ等の検討を提案
9/4	放射線審議会	原発緊急時作業に関するICRP2007年勧告、IAEAなど国際状況の検討
11/17	放射線審議会	検討課題の整理と関係省庁への検討依頼
12/26	厚生労働省	検討会設置（～2015年4月17日まで、5回開催（注参照））

2015 年 5/1	厚生労働省	検討会報告書
5/20	原子力規制委員会	省令等の改正案がまとまる
5/20	厚生労働省	労働政策審議会で電力労連からヒアリング
6/18	厚生労働省	労働政策審議会に緊急時作業被ばく限度引き上げ等電離則改定を諮問
7/23	放射線審議会	原子力規制委員会、厚生労働省、人事院からの諮問を審議
7/30	放射線審議会	妥当との答申
8/31	原子力規制委員会、厚生労働省	が省令等を改定、公布

2016 年 4/1 改定省令等の施行

**注)** 2015 年 2 月 20 日の厚労省検討会で、オブザーバー参加の佐藤暁原子力規制庁原子力規制企画課長は「緊急作業時の被ばくに関する規制につきましては、私ども規制委員会の所管する原子炉等規制法と、厚生労働省さんの所管します労働安全衛生法で重なる部分がございます。私どもは危機管理と安全確保の立場、また厚労省さんは労働者保護の立場から規制を行っているところでございまして、そのため、制度を変更する際には両省で納得のできる調和のとれたものにすることが重要であると考えておりまして、当庁としても、案を作成するに当たり厚労省さんとも調整を進めさせていただいているところでございます。」と、労働者保護の立場の厚労省に譲歩を求める発言をしている。

## 2. 全国署名運動の構築に向けて

- ・全国的な運動を展開するための準備

要求事項（骨子案）を作成し、諸グループに全国運動への参加を打診。

- ・5月19日、院内討論集会を開催

主催：双葉地方原発反対同盟、原子力資料情報室、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン  
署名の要求事項に、福島原発被ばく労働者の課題も加えることになった。

- ・責任団体を募り、16 責任団体の体制で5月27日から原発再稼働反対運動と結んで「全国署名」開始

## 3. 全国署名運動の展開と政府交渉

**1) 6月に2回、緊急申し入れと政府交渉を行った。署名提出個人4,322筆、申し入れ書提出連名111団体**  
2回の政府交渉を通じて 政府が250mSv以下でも急性障害（精子数減少）が生じることを認めながら、「重篤でない」とするなど、危険性を過小評価していることが明らかになり、その後の署名運動での訴えの中心的内容になった。

- ・6月9日 85団体の連名の緊急申し入れと政府交渉

【明らかになったこと、確認したこと】

①厚生労働省は100～150mSvで精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めながら、「250mSv以下では重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と主張し、労働者を急性放射線障害の危険にさらそうとしている。

②厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引き上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」としながら、原発重大事故による破滅的事態を目前にして「労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化しようとしている。

③厚生労働省は、緊急時被ばくと通常被ばくの合計で、労働者に18～68才の生涯線量として1000mSvまで被ばくさせても良いと考えている。

④労働者の被ばくのリスクは同量の放射線を被ばくした原爆被爆者のリスクの2分の1としている。

**・6月30日 署名4,322筆の提出、111団体連名の再申入れ、川内、愛媛、福井からの申入れ。**

- ①厚労省は、イリジウム事故被ばく者に骨髄低形成が見られたとの論文所見は認めたが、生物学的線量評価の信頼性が低いと主張し続け、250mSv以下の被ばくでそれが生じたとは認めず。
- ②厚労省は、重篤・永続的でない急性障害は無視できるとして緊急時被ばく限度を250mSvに引き上げることが労働安全衛生法の「労働者保護」に反することに関する質問には具体的に回答せず。労働災害が許容されると労働安全衛生法のどこに例外規定が書いてあるのかと追及したがそれにも回答できず。
- ③「緊急時被ばく限度を引き上げざるを得ない再稼働はすべきでない」と表明せよに趣旨は承るとのみ回答。
- ④原子力規制庁は、万々が一にも重大事故が起きてはならないとの私たちの見解には同意した。緊急時被ばく限度の引き上げを行おうとしているのは重大事故が否定できないからではないのか、緊急時被ばく限度を上げて労働者を突入させることが必要な運転は認めないとすべきと追及したが、それに正面から答えず、新規制基準で重大事故が起きたときにも対応できるとして運転を許可しているがそこでやめてしまうのではなく250mSvに引き上げると繰り返した。
- ⑤原子力規制庁は、福島第一原発でも今後、重大事故は否定できないとの見解を示した。
- ⑥規制庁、「福島原発緊急作業大量被ばく労働者に被ばく労働以外の職場・生活保障を」に直接回答なし。
- ⑦エネ庁は前回に続き今回も欠席し、労働者の安全確保・待遇改善などの要求に対応姿勢を示さず。

**2) 厚労省の労働政策審議会・安全衛生部会諮問に対し、問題点・説明資料を添え委員に意見表明を要請**

**3) 7月30日の放射線審議会の答申に対して即時に緊急声明を発した。**

**4) 原水禁大会で取り組みを呼びかけ、署名用紙等を配布。**

**5) 8月31日の法令改定・公布を許したが、あくまで中止・撤回を求め、全国署名の拡大を目指した。**

- ・秋の再稼働反対、戦争法案反対の諸行動に参加し、署名取り組みを呼びかけた。
- ・秋にかけて九州（長崎・鹿児島）、島根、兵庫で組織的な取り組みが実現し、11月20日の第2次署名提出では5万を超える署名を追加提出。累計56,139筆。
- ・被爆者団体（長崎の5団体と広島県被爆協）が署名呼びかけに加わり、22団体の呼びかけとなった。また、賛同団体は129団体になった。
- ・11月11日、原水禁中央から各県原水禁に「署名の紹介（文章は「ご協力をお願いいたします。」と協力要請で結ばれている）」が送付され、署名拡大につながった。

**6) 11月20日、署名5万1817筆追加提出（累計5万6139筆）、政府交渉**

- ・平野伸人さんが被爆2世の立場から意見表明。
  - ・交渉では、法令改定の撤回までは引き出せなかったが、いくつか明らかにでき、押し込むこともできた。
- ①立地点からの要請書提出（川内、四国ネットワーク、福井県民会議）  
福井県民会議の要求書に対して文書回答を確約させた。
  - ②技術的基準第3条に反すると追及：規制庁は条文に即して回答せず、重篤な急性障害でないとしり替えた。  
政府はICRPの評価・勧告を前提にした回答に終始。
  - ③250mSv被ばくは広島原爆の爆心から1.7km地点での遮蔽なし被ばくに相当すると追及  
厚労省、原爆被爆者10%に脱毛が生じたことを認めたが、ICRPの評価を採用するとの回答。

- ④精子減少は重大な健康被害ではないのか、いつまで続くのかに対して的確な回答なし。
- ⑤放射線審議会での規制庁の主張（「参考レベルという考えを考慮して 250mSv 限度を運用する」について厚労省は「守ってもらわないといけない」と一線を画した。  
規制庁も守らないとは言っていないと回答したが、会議資料はそうではなく、ごまかし回答であった。
- ⑥川内原発で労働者の契約は済んでいない。
- ⑦緊急時作業で 688mSv 被ばくした人も、「本人が希望すれば」被ばく労働させる。
- ⑧生涯 1000mSv を超えない範囲で容認することはこれまでの原発労働被ばくをはるかに超えることだと、疫学調査で 100+とされている線量域の線量分布の調査を求めた。後日、「把握していない」との回答。

## 7) 3月16日 署名追加提出累計 16万493筆、川内、愛媛、福井、島根からの申入れ。

- ・署名は 11月20日以降も九州各県、岡山・福島・宮城で県レベルで労働者を中心に拡大。
- ・政府交渉では署名を背景に「法令改定」の撤回・4月施行中止を迫った。
- ①250mSv への引き上げは、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条に反する  
原子力規制庁は、急性障害を含む健康被害をもたらすと認めながら、例外であり法に反しないと回答。  
参加者は、「技術的基準に関する法律」違反、労働者保護に反すると反論した。
- ②被爆者の被害・被爆の実相を無視して ICRP の評価に依拠することは被ばく国の政府として許されない。  
回答：法律は ICRP 勧告をもとにしている、被ばくの影響評価は広島・長崎の疫学調査に基づいている。  
ICRP は原発推進の観点から勧告している。ICRP は広島・長崎の示すリスクを半分にして放射線被ばく  
のリスクを評価している (DDREF=2) と反論した。
- ③緊急時作業従事者の白内障前駆症状増加との報告に関して、厚生労働省は「中間報告でありコメントしない」と回答。少なくとも福島事故緊急作業従事者の健康影響調査の結果が出るまでは省令改定を中止せよとの要求に、「意見として持ち帰る」との回答。
- ④原発再稼働中止について  
重大事故を前提とする再稼働の国の責任について政府回答者の出席を求めたが、内閣府出席者は 30 キロ圏内の住民は 5 キロ以内の住民が避難するまでは屋内退避するという島根原発の避難計画を説明するのみで、再稼働の国の責任には言及せず。

## 8) その後も宮城県平和フォーラムからの署名追加などで、最終的に累計 17万筆規模となった。

- ・5月18日に原子力規制委員会に提出する。併せて「申入れ」を行う。

## 4. 成果

- ・明確に「緊急時作業被ばく限度引き上げ反対」を掲げた運動が構築できた。
- ・再稼働反対と結んだ取り組みができた。
- ・最重要課題として戦争法案反対の運動が取り組まれ余裕がない状況であったが、九州各県と島根、岡山、福島、宮城での県レベルの本格的な取り組みを中心に全国的規模に拡大できた。
- ・署名は、各地の県レベルの労働者を中心とする原水禁・平和フォーラムの組織的な取り組みによって広がった。それに対して、市民運動への広がりには最後まで非常に困難であった。
- ・運動の力で「法令改定」を阻止するまでにはいたっていないが、原水禁を支えている労働者を中心に署名運動が 16 万筆を超える規模で全国的に広がり、重大事故を前提とする原発再稼働と労働者・住民の人権蹂躪の政府に対する批判を表明し、「中止」・「撤回」を突き付けた。

- ・この運動を通じて労働者の人権揉欄、憲法違反など重大な問題点が明らかになった。
- ・政府は、250mSv が広島原爆の爆心から 1.7km 地点での遮蔽なし被ばくに相当し、急性障害が起きたことを認めながら、「重篤ではない」、「例外であり労働者保護の法律・憲法違反ではない」、と強弁した。原発推進の ICRP 見解に依拠する政府の主張が不当なものあることが明白になった。
- ・今回の取り組みのベースにこれまでの原水禁を中心とする被ばく反対運動の蓄積がある。

## 5. 課題

- ・発足集会で追加された福島原発労働者の課題（福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視・是正 指導を行うこと）については十分追及できなかった。資源エネルギー庁が欠席するなど全く対応しなかった。
- ・再稼働の国の責任について、過去 4 回の交渉を通じて責任ある回答はなかった。3月16日には、責任ある回答を用意して出席するよう求めたが、やはり実現しなかった。
- ・緊急時作業に従事した労働者の白内障検査で前駆症状が増加しているとの研究報告が出ており、その動向に注目する必要がある。
- ・福島原発事故の緊急作業で 100mSv 以上被ばくした労働者（線量評価修正による追加を含め 174 名）はその後放射線業務従事を解除されていたが、4月1日から生涯 1000mSv 基準の被ばく管理の下で被ばく労働従事復帰が認められている。この福島原発事故緊急作業者について、更なる大量被ばくの容認に反対し、放射線業務以外の職場の保証・生活保障を求め、具体的に取り組む必要がある。

## 6. 今後

- ・4月1日に改定省令等は施行されたが、省令等の廃止（生涯 1000mSv による高線量被ばく容認撤回を含む）を基本要件として、継続して政府の主張を徹底批判し、不当性を広く訴えていく。
- ・緊急時作業被ばく限度引き上げが重大事故を前提とする再稼働の一環であり、労働者の人権揉欄・憲法違反であることを、広く訴えていく。
- ・全国署名運動については一定目的を果たしたので、終了する。
- ・上記 5. の「課題」を含む全国署名運動の課題を、福島原発事故の住民と労働者の課題について取り組んできた 8 団体に、引き継ぎ、取り組む。
- ・政府交渉の課題検討・案内等は「全国署名運動 16 責任団体」にも伝えるなど、連絡を保つ。

## 7. 会計報告

カンパ総額	201,196 円	支	3/16 政府交渉・質問書の送料 (2016.2.25)	20,670 円
支出総額	174,992 円	出	3/16 政府交渉参加者への交通費一部支給	141,500 円
残高	26,204 円	内	3/16 政府交渉資料コピー代	2,390 円
		訳	厚労省、規制庁への署名送付・宅急便送料	10,280 円
			3/16 作業用ガムテープ	152 円